

2021年10月1日

逗子市

## 逗子市いじめ防止基本方針の策定について

### ●逗子市いじめ防止基本方針の策定について

逗子市では、子どもたちを巡る様々な状況を踏まえ、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が連携して子どもたちの健やかな成長を支援し、社会全体で子どもたちを守り、逗子市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「逗子市いじめ防止基本方針」を令和3年10月1日に策定しました。

### ●逗子市いじめ防止基本方針の4つの柱

この度策定した「逗子市いじめ防止基本方針」は、次の4つの柱で構成しています。

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- III 重大事態への対処
- IV いじめ防止等を推進する体制

### ●逗子市いじめ防止基本方針のURL

「逗子市いじめ防止基本方針」は逗子市のホームページにアップしています。

URL : <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/gakkou/p12862.html>

本件に関するお問い合わせ先：

教育部学校教育課 内田・伊達

電話：046-873-1111 内線 516・528